

議案第 49 号

清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 22 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町保育所条例の一部を改正する条例

清水町保育所条例（昭和 38 年清水町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項を次のように改める。

同一の世帯において兄又は姉を持つ児童に係る保育料については、保育料の全額を免除する。

別表 1（第 8 条関係）備考中の表を次のように改める。

階層区分	保育料（月額）			
	3 歳未満児 （保育標準時 間）	3 歳以上児 （保育標準時 間）	3 歳未満児 （保育短時間）	3 歳以上児 （保育短時間）
2	0 円	0 円	0 円	0 円
3	3,500 円	2,500 円	3,400 円	2,450 円

4	6,000 円	4,100 円	5,800 円	4,000 円
5	8,000 円	5,000 円	7,800 円	4,900 円
6	16,000 円	10,000 円	15,700 円	9,800 円
7	20,000 円	12,500 円	19,650 円	12,250 円
8	24,000 円	15,000 円	23,550 円	12,450 円
9	28,000 円	17,500 円	27,500 円	17,200 円
10	32,000 円	20,000 円	31,450 円	19,650 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。